

今後の資源管理の進め方について

令和元年 6 月
水 産 庁

2020 年 12 月までに施行される改正漁業法の下で新たな資源管理が開始できるよう準備を進める。

1 新たな資源管理

- (1) 資源を、最大持続生産量 (MSY) を達成する水準に維持又は回復させることを管理の目標とする。
- (2) 管理の目標を達成するため、漁獲管理のシナリオ (漁獲シナリオ) を関係者間での意見交換を通じ、決定。
- (3) 上記シナリオに基づき、毎年の TAC 等を決定。

2 今後の進め方 (別紙)

- (1) 研究機関は、①管理目標の案、②目標とする資源水準までの達成期間、毎年の資源量や漁獲量などの推移 (漁獲シナリオ案に従い算出) を提示する。
- (2) 都道府県、漁業、加工・流通関係者等との意見交換 (ステークホルダー会合) を 7 月以降複数回開催する。
- (3) 水産庁は、漁獲量の的確な把握方法を含む数量管理の具体的方法や漁獲シナリオの実施に際しての漁業経営への影響緩和策等を提示する。
- (4) 管理目標や漁獲シナリオ等について関係者の理解が得られた場合、具体的な資源管理の内容を定める資源管理基本方針の案を作成し、水産政策審議会への諮問・答申を経て定める。

3 その他

I Q導入やその管理を中心とする新たな「資源管理の制度運用」については、当面、大臣許可漁業における取扱いが中心となる。このため、大臣許可漁業の魚種・漁業種類ごとの事情を踏まえ、水産庁が関係漁業者団体と実務的な課題等を整理した上で、水産政策審議会の場で議論し、運用方針を作成する。

今後のスケジュール

【別紙】

2019年
4月24日

水産政策審議会

- 優先的に取り上げる資源を提示
 - スケトウダラ（日本海北部系群、太平洋系群）
 - ホッケ（道北系群）
 - マサバ（太平洋系群、対馬暖流系群）
 - ゴマサバ（太平洋系群、東シナ海系群）

6月上旬以降

水産研究・教育機構が
取りまとめた管理目標
等の案を水産庁からプ
レス発表

ステークホルダー会合
の開催について水産庁
からプレス発表

周知期間
(1ヶ月)

水産資源ごとに
①管理目標の案
②漁獲シナリオの案
を採用した場合の将
来の漁獲量の予測

ステークホルダー会合
に関して
①日程
②場所
③対象水産資源

7月以降
複数回開催

都道府県、漁業、加工・流通関係者等との意見交換（ステークホルダー会合）

【法施行のための手続き】

- 政省令等の決定（政令は閣議決定）
- 政省令等の公布
- 政省令等の施行（法施行と同時）

管理目標や漁獲シナリオ等について関係者の理解
が得られた場合

資源管理基本方針の制定（水産政策審議会へ諮問・答申）